

しをいたしません。

- (2) 当社の解除権
① 当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することができます。
ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等のその他の者による当社の指示に従わない場合、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
ウ) お客様が第5項(5)に該当するところが判明したとき。
エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
② 前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。また、旅行契約解除により提供を受けられなかった旅行サービスに係る部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。
③ なお、前項の場合、旅行サービスに係る部分の払い戻し金額については、旅行商品用割引を適用した金額とします。
④ 第16項(2)(ア)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、一切の費用はお客様のご負担といたします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社らはお客様に対し払い戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあたっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
(2) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お引渡しした全てのクーポン券類が必要となります。全てのクーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しはいたしかねますので、ご了承ください。
(3) クレジットカードにて旅行代金をお支払いいただいた場合の払い戻しについては、全てのクーポン券類のほか、ご利用いただいたクレジットカード及びご利用明細（お客様控え）が必要となります。

18. 団体・グループ契約

- (1) 当社らは同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本規定を適用いたします。
(2) 当社らは、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。
(3) 契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らにご提出ください。
(4) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
(5) 当社らは契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

19. 添乗員

- (1) 添乗員同行コースには、あらかじめ同行する区間を明示した場合を除き、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
(2) 個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。さらに、お客様の都合で急遽ご旅行を取り止める場合は、ご購入店舗にご連絡をお願いいたします。なお、ご購入店舗が休業日、または営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身で、ご利用予定サービス提供機関（温泉・交通機関等）への取消連絡や取消処理をお願いいたします。なお、ご購入店舗には、次営業日の営業開始後速やかにお取り消しのご連絡をお願いいたします。この場合、取消料の起算日はご連絡日から起算してさかのばって最も近い営業日といたします。

20. 保護措置

- 当社はお客様がご旅行中に、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いください。

21. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつた場合に限ります。
(2) お客様が以下に示すような当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の場合は除く、その損害を賠償する責任を負いません。
① 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
③ 運送・宿泊機関等のサービスの中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④ 官公署の命令によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤ 自由行動中の事故
⑥ 食中毒
⑦ 盗難
⑧ 運送の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたはこれによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
(3) 当社は、お客様が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。
① 暴力団・暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。
④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
⑤ その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4) 手荷物について生じた本項(1)の損害については本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があつた場合に限り、1人15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。

22. 特別補償

- (1) 当社は、前項の(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いたします。
① 死亡補償金：1,500万円
② 入院見舞金：入院日数により2万円～20万円
③ 通院見舞金：通院日数により1万円～5万円
④ 携帯品損害補償対象品：お客様1名につき15万円を限度（ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とします。）
(2) 当社は、お客様たちは死亡補償金を受け取るべき方が各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わなければなりません。ただし、その方が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の方が受け取るべき金額については、この限りではありません。
① 反社会的勢力に該当すると認められること。
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。
④ その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。
(4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行（これを当社では「当社オプショナルツアー」といいます。）については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
(5) 簿集広告及び契約書面の旅行日程に、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日（これを当社では「無手配日」といいます。）については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中はいたしません。
(6) オプショナルツアーの実施が当社以外である旨を明示した場合は、オプショナルツアー参加中のお客様が発生した特別補償で規定する損害に対しても同項の規定に基づき補償金または見舞金をお支払いいたします。（ただし、当該オプショナルツアーのご利用日が「無手配日」である場合を除きます。）また、当該オプショナルツアーの実施に係る主催者の責任及びお客様の責任はすべて当該主催者の定めに拠ります。
(7) お客様が、募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、疾病等のほか、旅行日程に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、

リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、(別表2左欄)に掲げる契約内容の重要な変更〔次の①、②、③に掲げる変更を除きます。〕が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
イ) 戦乱
ウ) 暴動
エ) 官公署の命令
オ) 交通、不通、休業等の運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止
カ) 運延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ) お客様の生命または身体の安全確保のため必要な措置
(2) 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
(3) パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
(4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、第8項で定める旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの旅行契約につき支払う変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
(5) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

(別表2)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入湯する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカードに記載があつた事項の変更	2.5	5.0

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一記載内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

25. 通信契約による旅行条件

- 当社提携のクレジットカード会員のカード会員（以下会員）より、「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取り扱いができない場合があります。また取り扱いできるカードの種類も受託旅行業者により異なります。）
(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。
(2) 通信契約のお申込みに際しては、会員はお申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申出いただきます。
(3) 通信契約による旅行契約は、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する旨を電話または郵便で通知する場合には、当社がその通知を発したときに成立します。ただし、当社が、e-mail及びファクシミリ等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
(4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
(5) 契約解除のお申込があつた場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻し代金を通知します。その場合お客様に当該通知を行なった日を「カード利用日」とします。
(6) 与信等の理由によりお申出しのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期間までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

26. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

27. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行お申込み時に提出されたご旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他の当社は、①当社及び当社からの提携する企業の商品やサービス、キャッシュレスの決済方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込みの際、係員にお申し出ください。
(2) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社からの保有するお客様の個人データをお土産店に提供することができます。この場合、お客様の氏名、及び搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込みの際、係員にお申し出ください。
※ただし、「ご旅行申込書」にて、お客様が当該旅行に關わる手配以外の情報の提供を拒否された場合は、当社はお客様の個人情報を一切利用いたしません。

28. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
(2) お客様の便宜をはかるためお土産店にご案内するこがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに行程表でお知らせするご購入店舗にご通知ください。
当社は、旅行中のお客様が病気、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担とさせていただきます。
(5) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類飲料、料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。
(6) この条件書に定めない事項は当社旅行業約款によります。
また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行契約を優先します。

当社旅行業約款をご希望の方は係員へお知らせください。

(当社ホームページhttp://www.jrhokkaido.co.jp/からもご覧になれます。)